

## 第5章 総合評価



## 第5章 総合評価

### 1 配慮書段階における環境影響評価の総合評価

#### 1.1 配慮書における環境影響評価結果

本事業の実施に伴い、計画段階配慮事項に係る環境影響評価の結果を整理した結果は、表5.1-1に示すとおりである。

表5.1-1 総合評価の結果

|          |       | A 案   | B 案  | C 案  |
|----------|-------|---|--|--|
| 計画の特徴    |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>湧水地とその水源涵養域を残置</li> <li>中央の沢と水田を残置</li> <li>南東部の山体を改変し平坦面にパネルを設置</li> <li>太陽光パネルの設置は山麓部まで（標高約950m以下、勾配約20°未満）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>湧水地とその水源涵養域を残置</li> <li>中央の沢と水田を改変</li> <li>南東部の山体を残置</li> <li>太陽光パネルの設置は山麓部まで（標高約950m以下、勾配約20°未満）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>湧水地とその水源涵養域を残置</li> <li>中央の沢と水田を残置</li> <li>南東部の山体を残置</li> <li>太陽光パネルの設置は一部山地部まで（標高約1,000m以下、勾配約30°未満）</li> </ul> |
| 環境影響評価結果 | 水 象   | △   | ○  | ◎  |
|          | 地形・地質 | △   | ○  | ○  |
|          | 植 物   | △   | △  | △  |
|          | 動 物   | △   | △  | △  |
|          | 生態系   | △   | △  | △  |
|          | 景 観   | △   | ◎  | ○  |
| その他考慮事項  | 社会性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守（環境影響評価手続きを通じたコミュニケーション）</li> <li>CO<sub>2</sub>削減効果</li> <li>地域社会への経済的、文化的な還元</li> </ul>                            |  |  |
|          | 経済性   | <ul style="list-style-type: none"> <li>売電収入確保</li> <li>工事費用増加</li> <li>維持管理費抑制</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>売電収入確保</li> <li>工事費用抑制</li> <li>維持管理費抑制</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>売電収入低下</li> <li>工事費用抑制</li> <li>維持管理費増加</li> </ul>  |

注1)表中凡例) 評価結果は、以下のとおり区分した。

◎：影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね回避・低減できる。

○：影響が生じるが、環境保全措置の実施により、影響は概ね低減できる。

△：影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある。

注2) C案は、計画地内南東部の山地と計画地内中央の沢や水田を残置し、地形改変の最小化、パネル設置の分散化により、地形・地質、景観への影響は限定的であり、植物、動物、生態系への影響もA案、B案と比べ小さくなると予測するが、森林伐採等の面積は総じて大きくなり、植物、動物、生態系への影響は、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能性があることから、ここでは「△：影響が生じ、環境保全措置を実施しても、影響は一部残る可能性がある」と評価している。

### (1) A案についての評価結果

A案は、標高900～1,000m程度の山麓面の南向き緩斜面地にまとまって太陽光パネルを設置する案である。パネル設置面は、概ね斜面勾配が20°未満の緩斜面地であるものの、できる限り平坦な地形にパネルを並べるため、計画地内南東部の山体を切り崩し、その土で沢や窪地などを埋める地形改変を想定している。一方で、地域の簡易水道に利用される湧水及びその水源涵養域を残置するとともに、下流側の耕作地の石垣に生育するミヤマウラジロ群落も残置する計画である。

環境要素別にみると、計画地内南東部の山体を切り崩すことにより、水象、地形・地質（特に土地の安定性）、植物、動物、生態系、景観において、影響が比較的大きくなると予測され、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能性がある。

### (2) B案についての評価結果

B案は、A案と同様、標高900～1,000m程度の山麓面の南向き緩斜面地にまとまって太陽光パネルを設置する案である。パネル設置面は、概ね斜面勾配が20°未満の緩斜面地で、計画地内南東部の山体及び地域の簡易水道に利用される湧水並びにその水源涵養域は残置するものの、計画地内中央の沢やミヤマウラジロ群落が生育する下流側の耕作地の石垣周辺は改変する計画である。

環境要素別にみると、計画地内南東部の山地を残置することで、景観への影響は小さいと予測される。一方で、計画地内中央の沢、水田といった湿った環境の改変面積が大きく、植物、動物、生態系において、影響が比較的大きくなると予測され、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能性がある。

### (3) C案についての評価結果

C案は、太陽光パネルの設置範囲を山麓面から山地面まで広げ、標高900～1,100m付近の山地面から山麓面の南向き斜面地に、分散させてパネルを設置する案で、現況の地形を最大限活かしつつ、計画地内南東部の山体や湧水とその水源涵養域、計画地内中央の沢や水田も残置させることを想定している。山麓部の利用を限定する代わりに山地部の樹林地が一部伐採されることになる。

環境要素別にみると、計画地内南東部の山地と計画地内中央の沢や水田を残置するため、水象への影響は小さいと予測する。また、地形改変の最小化、パネル設置の分散化により、地形・地質、景観への影響は限定的であり、植物、動物、生態系への影響もA案、B案と比べ小さくなると予測する。しかし、森林伐採等の面積は総じて大きく、植物、動物、生態系への影響は、環境保全措置の実施では十分に回避・低減しきれない可能性がある。

## 1.2 その他考慮すべき事項

本事業は民間事業者による太陽光発電事業であり、環境影響評価の内容のほか、社会性、経済性の観点から計画内容を考慮する。

### (1) 社会性

#### ① 法令遵守（環境影響評価手続きを通じたコミュニケーション）

今後、現地調査等を実施し、環境の現況を詳細に把握し、改めて環境影響の内容や程度を予測するとともに、具体的な環境保全措置の内容の検討、環境影響評価の見直しを行っていく予定である。その結果は、長野県環境影響評価条例に基づく手続きを通して公開し、意見を受ける予定である。また、配慮書で扱っている環境影響評価項目の他にも、工事中の大気環境、騒音・振動環境、水環境など、必要に応じて他の環境要素への影響も最大限低減を行っていく予定である。これらの項目についての、環境影響予測、評価の方法や結果、環境保全措置については、今後、長野県環境影響評価条例に基づく手続きにおける環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書において明らかにしていく。

#### ② CO<sub>2</sub>削減効果

本事業は、地球温暖化抑制の観点から、再生可能エネルギーである太陽光発電電力を供給し、我が国における温室効果ガス削減計画等に基づく再生可能エネルギー計画導入推進に貢献することを目的としている。

また、地域における温室効果ガスの排出抑制並びに、本事業の実施により、約42,000 MWh/年のグリーン電力が供給される予定で、これは「佐久市の一般家庭世帯の電力消費量の約4分の1を賄う量」である。本事業により、佐久市内から排出される温室効果ガスは約20,000t-CO<sub>2</sub>/年削減され、同市の温室効果ガス削減目標値の達成に大きく貢献することができる。

#### ③ 地域社会への経済的、文化的な還元

事業者は本事業を通じ、雇用創出、事業税の納付による、経済的な地域還元の他、太陽光発電電力を使用したイベントの開催（啓発事業）など、再生可能エネルギー、環境教育等における社会貢献を検討していく予定である。

### (2) 経済性

本事業は、民間事業が行う企業活動であり、企業利益の確保も重要である。環境保全措置の実施は、事業採算性を勘案しつつ、事業者の実施可能な範囲での実施を検討する。また、環境影響評価の結果、項目間の影響のトレードオフ等が生じた場合には、経済性の観点も加味しつつ、実行可能な範囲で適切に環境保全措置の内容を検討する。

### 1.3 今後の事業計画の検討方針

今後は、総合評価の結果及び今後の現地調査等の結果を踏まえ、事業計画のより詳細化を図っていく。今回示したA案、B案、C案は、コンセプト案であり、これらのいずれかの案に決めるのではなく、各案の事業性、環境影響の回避・低減等の考え方を取り入れながら、より現実的な案として、事業計画の熟度を高めていく予定である。

## 2 配慮書段階における環境保全の方針

環境影響評価に基づき事業者が考える環境保全の方針を、計画段階、工事段階、供用段階、事業終了段階に分けて整理した結果は、以下に示すとおりである。

### 2.1 計画段階における環境保全の方針

計画段階で検討すべき環境保全の方針は、表5.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

実際に採用する環境保全措置の内容は、今後、現地調査の結果や、環境影響評価の予測、評価の結果を踏まえ、決定していく予定である。

表5.2-1(1) 計画段階における環境保全の方針

| 項目        | 環境保全方針   |
|-----------|--|
| 水 象       | <ul style="list-style-type: none"><li>・現地調査を実施し、水象に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。</li><li>・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。</li><li>・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置（表4.1-3参照）の適用を検討し、水象への影響が回避・低減されるよう考慮する。</li><li>・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置（例：代替井戸の設置）の検討も行う。</li><li>・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、水象の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li></ul>  |
| 地形<br>・地質 | <ul style="list-style-type: none"><li>・現地調査を実施し、地形・地質に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。</li><li>・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置（表4.2-6参照）の適用を検討し、地形・地質への影響が回避・低減されるよう考慮する。</li><li>・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置（例：急傾斜における擁壁の設置）の検討も行う。</li><li>・切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。</li><li>・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。</li><li>・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、地形・地質の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li></ul> |

表5.2-1(2) 計画段階における環境保全の方針

| 項目  | 環境保全方針   |
|-----|--|
| 植物  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査を実施し、植物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する</li> <li>・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置（表4.3-6参照）の適用を検討し、植物への影響が回避・低減されるよう考慮する。</li> <li>・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置（例：注目すべき種の個体移植）の検討も行う。</li> <li>・切り盛り土量バランスを検討し、可能な限り計画地内でおさまるように検討する。また、原則、客土は行わない計画とする。</li> <li>・林地開発にかかる指導基準等に基づき、法面の勾配、適切な排水工、調整容量を確保した調整池を設置する。</li> <li>・動物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、植物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li> </ul> |
| 動物  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査を実施し、動物に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する</li> <li>・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置（表4.4-6参照）の適用を検討し、動物への影響が回避・低減されるよう考慮する。</li> <li>・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置（例：代替生息地の創出、アニマルパスウェイの設置）の検討も行う。</li> <li>・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>  |
| 生態系 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査を実施し、生態系に係る影響を受けやすい対象等の存在状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する</li> <li>・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置（表4.5-6参照）の適用を検討し、生態系への影響が回避・低減されるよう考慮する。</li> <li>・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置（例：代替生育生息地の創出）の検討も行う。</li> <li>・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>   |
| 景観  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査を実施し、主要な景観資源、主要な視点場、主要な眺望景観等の状況を確認し、影響予測及び環境保全措置について検討する。</li> <li>・計画熟度を高めるにあたっては、現地調査結果を考慮するとともに、配慮書で検討した環境保全措置（表4.6-5参照）の適用を検討し、景観への影響が回避・低減されるよう考慮する。</li> <li>・環境保全措置の検討にあたって、回避・低減の措置だけでは影響が十分に緩和できない場合は、代償措置（例：目隠し植栽の設置）の検討も行う。</li> <li>・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観の環境保全措置に反映されるよう検討する。</li> </ul>   |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質、騒音・振動、水質等、工事中に一時的に生じるおそれがある環境への影響が十分に回避低減されるよう、施工計画を検討する。</li> </ul>   |

## 2.2 工事段階における環境保全の方針

工事段階で検討すべき環境保全の方針は、表5.2-2(1)～(2)に示すとおりである。

表5.2-2(1) 工事段階における環境保全の方針

| 項目        | 環境保全方針  |
|-----------|---|
| 水 象       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、雨水浸透機能を向上する。</li> <li>・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、水象に係る工事中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>  |
| 地形<br>・地質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事等は土地の安定性等に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に進める。</li> <li>・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。</li> <li>・表土保全を行い、緑化種子とともに吹付け材として活用することで土壌質の攪乱を最小限度に抑える。</li> <li>・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止する。</li> <li>・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、地形・地質に係る工事中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>                       |
| 植 物       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事等は、注目すべき植物種の生育環境等に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に進める。</li> <li>・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。</li> <li>・計画地に現存する表土の保全を行い、埋土種子を活用した緑化を実施する。</li> <li>・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止するとともに、適切な位置への沈砂池の設置により濁水等の発生を抑制する。</li> <li>・動物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、植物に係る工事中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。</li> </ul> |
| 動 物       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事等は、注目すべき動物種の生息環境等に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に進める。</li> <li>・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。</li> <li>・計画地に現存する表土の保全を行い、埋土種子を活用した緑化を実施する。</li> <li>・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止するとともに、適切な位置への沈砂池の設置により濁水等の発生を抑制する。</li> <li>・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>          |
| 生態系       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事等は、動物種の生息環境等に、一度に大きな影響を与えないよう、計画的、段階的に進める。</li> <li>・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。</li> <li>・計画地に現存する表土の保全を行い、埋土種子を活用した緑化を実施する。</li> <li>・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、表土の流出抑制と法面崩壊を防止するとともに、適切な位置への沈砂池の設置により濁水等の発生を抑制する。</li> <li>・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>           |

表5.2-2(2) 工事段階における環境保全の方針

| 項 目 | 環境保全方針   |
|-----|--|
| 景 観 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事等は景観が一度に大きく変化しないよう、計画的、段階的に進める。</li> <li>・工事工法等では、土地の改変等が最も小さくなるよう施工計画を検討する。</li> <li>・工事用車両、工事用機械等について周辺景観と調和した色調を採用することで、景観の変化を最小限に抑える。</li> <li>・造成工事による法面等の発生後、地域の生態系に配慮した植物種を使用した早期緑化を行い、佐久市の景観育成基準にふさわしい景観の早期回復をはかる。</li> <li>・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観に係る工事中の環境保全措置に反映されるよう検討する。</li> </ul> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質、騒音・振動、水質等、工事中に一時的に生じるおそれがある環境への影響が十分に回避低減されているか、事後調査等で確認する。</li> </ul>   |

## 2.3 供用段階における環境保全の方針

供用段階で検討すべき環境保全の方針は、表5.2-3に示すとおりである。

表5.2-3 供用段階における環境保全の方針

| 項目    | 環境保全方針  |
|-------|---|
| 水象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、水象に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> <li>・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、水象に係る供用中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>   |
| 地形・地質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、地形・地質に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> <li>・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>・調整池について、機能維持のための適切な維持管理を実施する。</li> <li>・動物、植物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、地形・地質に係る供用中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。</li> </ul> |
| 植物    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、植物に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> <li>・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>・動物、生態系等の項目の影響評価結果を踏まえ、植物に係る供用中の環境保全措置についても適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>  |
| 動物    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、動物に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> <li>・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>・植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、動物の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>   |
| 生態系   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、生態系に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> <li>・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>・植物、動物等の項目の環境保全の方針を踏まえ、生態系の環境保全措置に適切に反映されるよう検討する。</li> </ul>  |
| 景観    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、その結果を踏まえ、景観に生じている影響について把握し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> <li>・供用中に必要となった工事等に関しても、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>・動物、植物、生態系等の項目の環境保全の方針を踏まえ、景観に係る供用中の環境保全措置に反映されるよう検討する。</li> </ul>   |

## 2.4 事業終了段階における環境保全の方針

事業終了段階で検討すべき環境保全の方針は、表5.2-4に示すとおりである。

表5.2-4 事業終了段階における環境保全の方針

| 項目    | 環境保全方針  |
|-------|---|
| 水象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去工事等に際しては、将来存在している水象等に配慮しつつ、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、万が一水象に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> </ul>       |
| 地形・地質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去工事等に際しては、将来存在している地形・地質等に配慮しつつ、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、万が一地形・地質に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> </ul> |
| 植物    | <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去工事等に際しては、将来存在している生態系等に配慮しつつ、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、万が一植物に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> </ul>      |
| 動物    | <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去工事等に際しては、将来存在している生態系等に配慮しつつ、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、万が一植物に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> </ul>      |
| 生態系   | <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去工事等に際しては、将来存在している生態系等に配慮しつつ、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、万が一植物に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> </ul>      |
| 景観    | <ul style="list-style-type: none"> <li>撤去工事等に際しては、将来存在している景観等に配慮しつつ、原則、工事段階の配慮と同様の配慮を徹底する。</li> <li>撤去後の環境の回復について、必要に応じて事後調査やモニタリングを行い、万が一景観に影響が生じた場合は、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じる。</li> </ul>       |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者のポリシーとして、使用した太陽光パネル等の回収、修理、再利用（リサイクル）を行い、廃棄物量を減らすとともに適正な廃棄物管理を行っていく。</li> </ul>   |

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図及び電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 平28情複、第964号）  
本書に掲載した地図を複製する場合は、国土地理院長の承認を得る必要がある。